

令和7年11月21日

郡市区等医師会会長 殿

大阪府医師会長
加 納 康 至
(公印省略)

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関し、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じ、別添のとおり本会に対し周知方依頼がありました。

今回の主な改正は、1. 基礎研究医プログラムに係る規定の変更、2. 外国臨床研修病院に係る規定の変更、3. 広域連携型プログラムに係る規定の変更が行われたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、日医よりの文書につきましてはデータ量が多いため、本メールへの添付は鑑文と改正の概要のみとさせていただき、日医文書の全文につきましては、下記の日本医師会メンバーズルームから閲覧願います。

【日本医師会メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/syogai/2025syou_1285.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角入力）です(宛名シール下部に印刷されている10桁の数字)

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）

【事務局】 大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267